

第111回京都市消費生活審議会 摘録

1 開催概要

- (1) 日 時 平成28年3月3日(木) 午後3時00分から3時40分まで
- (2) 場 所 京都市消費生活総合センター研修室
- (3) 出席者 ○消費生活審議会委員16名(五十音順)
宇津 克美委員, 大本 久美子委員, 川口 恭弘委員, 川村 幸子委員,
佐久間 毅委員, 高田 艶子委員, 長野 浩三委員, 芳賀 徹也委員,
本政八重子委員, 森田 政子委員, 山口 佳永子委員, 山下 徹朗委員,
山本 克己委員, 山本 純委員, 山本 隆英委員, 若林 靖永委員
●京都市
文化市民局長 寺井 正
くらし安全推進部共生社会推進担当部長 板倉 康夫
消費生活総合センター長 柴田 洋志 ほか
- (4) 欠席者 ○消費生活審議会委員4名(五十音順)
稲垣 眞咲委員, 岡本 勲委員, 松井 元子委員, 山中 英之委員

2 傍聴者

なし

3 開会

- (1) 京都市文化市民局長 挨拶
- (2) 京都市消費生活審議会会長 挨拶

4 審議内容等

議事

- (1) 単位価格表示基準の見直しについて(答申)

資料1 単位価格表示基準の見直しについて答申案

○会長

まず、「(1) 単位価格表示基準の見直しについて(答申)」である。

本件については、平成27年7月28日に開催した第110回消費生活審議会において、京都市から諮問され、表示・包装適正化部会において審議してきた。

そして、昨日開催した3回目の部会で答申案の決議がなされたところである。

これから消費生活条例施行規則に基づき、部会長から答申案についての御報告をいただくが、報告に先立って、「単位価格表示」とはどのようなものか、事務局から簡単な説

明があるようなので願います。

～事務局から、資料1（参考）に基づき説明～

～事務局から、資料1 当日配布資料を配布～

○会長

それでは、表示・包装適正化部会の部会長から、答申案について御報告いただく。

○部会長

昨年7月28日に審議会に諮問があり、8月、2月、3月と表示・包装適正化部会（以下「部会」）を開催し、基準見直しを検討してきた。第3回の部会で答申案をまとめたので、御報告させていただく。資料1 答申案を御覧いただきたい。

「1 はじめに」

まず、「単位価格表示」とは、商品の中身についての計量単位あたりの価格を販売価格と併せて表示するものであり、京都市では、消費生活条例第15条の規定に基づいて単位価格表示の基準を定めている。

「2 見直しの背景」

単位価格表示基準は、元々「各地域の実情に応じて、地方自治体で単位価格表示基準を定める」という国の方針に基づき、昭和52年11月に制定、昭和53年1月に施行されたものである。

この間、生活、商品、店舗、小売の事情等が大きく変わり、各都市の基準についても、強化している都市がある一方で、もう廃止している都市もあるなど、状況が変わってきている。このような中、昨年度に京都府で基準の見直しが行われ、それを受けて、京都市でも約40年ぶりに見直しを検討することとなった。

「3 見直しを検討すべき基準の概要」

現行の基準の内容は、表示すべき品目が36品目、表示すべき事業者は、セルフサービス方式で店舗面積100㎡以上の小売業者、店舗面積3,000㎡以上の小売業者、消費生活協同組合法に基づく組合（以下「生協」）、農業協同組合法に基づく組合（以下「農協」）及びその連合会となっている。

「4 単位価格を表示すべき品目の見直しに当たっての調査」

先ほど申し上げたとおり、この基準については、都市によって対応は様々であり、国として一律の基準を定めているものではなく、自治体の裁量のもとで独自の判断をすべ

きものである。

今回、この基準をどのように見直すかについて部会で検討したところ、まずは消費者や事業者の意見・実情を踏まえないと、一定の根拠に基づく適切な判断ができないということになり、京都市が消費者と事業者にアンケートを実施した。

アンケート結果の特徴としては、消費者アンケートでは、約4割が「単位価格表示を参考にしている」と答えていた。また、同じく約4割が「単位価格表示を残してほしい」と答えていた。

事業者アンケートでも、一定数の事業者から「単位価格表示をすべき」との回答があり、なぜそう考えるかについて、さらに追加のヒアリングを実施したところ、「消費者から要望があるから」といった回答があった。

「5 単位価格を表示すべき品目の見直し」

アンケートの結果を受け、単位価格を表示すべき品目の見直しについては、次の3つの考え方で品目ごとに判断した。

- (1) 消費者又は事業者から一定の支持があると判断できる品目については、アンケートで消費者又は事業者の約4割が支持している品目とした。
- (2) 購入額が非常に少ない品目、販売方法がなじまない品目は除外した。
- (3) 京都府が指定しているが京都市は指定していない品目があると現場に混乱をきたすことになるので、京都府で指定していて京都市基準にない品目を追加した。

「6 単位価格の表示を行うべき事業者の見直し」

事業者の見直しについては、次のような現在の小売業の状況を踏まえて見直しの議論を進めてきた。

- (1) 小売店舗が全体的に大型化しており、現在は大型店舗の売上が過半数を占めている。現在は、多くの消費者が大型店舗を中心に利用していると言える。
- (2) 現在は小売店舗の大多数がセルフサービス方式であり、「セルフサービスかそうでないか」という販売形態で分けて議論するのは現状にそぐわない。
- (3) 農協とその連合会については、京都市内に小売施設がないので除外する。なお、生協については、引き続き残しておくこととする。

「7 結論」

- (1) 単位価格を表示すべき品目については、食品22品目、日用品6品目の28品目とする。これは、現行の36品目から12品目廃止し、新たに4品目追加して28品目としたものである。
- (2) 指定事業者については、店舗面積1000㎡以上の小売業者とし、生協は引き続き指定する。

以上の内容で、部会において答申案として確認したので報告させていただく。

○会長

ただ今、答申案について御報告いただいたが、単位価格表示や答申案の内容について御不明な点があれば、ここで御質問いただきたい。

～質問なし～

○会長

それでは、当審議会としての結論について決議するが、この点に関しては、消費生活条例施行規則に基づき、第108回審議会で「単位価格表示基準等に係る事項については、表示・包装適正化部会の報告をもって審議会での決議とする」旨を定め、前回審議会の諮問時にも、再確認させていただいているところである。

したがって、先ほどの御報告をもって当審議会の決議としたいと考えるが、よろしいか。

～異議なし～

○会長

それでは、当審議会としての決議とし、答申案のとおり京都市に答申することとする。

～会長が、文化市民局長に答申を手渡す～

議事

(2) 消費者安全法改正等に伴う京都市消費生活条例の改正について

資料2 消費者安全法改正等に伴う京都市消費生活条例の改正について

○会長

それでは次に、「(2) 消費者安全法改正等に伴う京都市消費生活条例の改正について」、事務局から説明をお願いします。

～事務局 資料2に基づき説明～

○会長

説明の中にあつた「審議会委員の守秘義務」について、この審議会は公開で行ってお

り、議事録も公表されている中、秘密とは何であるかが分かりにくいと思うので、私から補足させていただく。

例えば、消費生活条例第28条の調停は、当事者の個別の情報を聴かなければならないので、公開では行わない。このような場合には、守秘義務が課されることとなるが、通常の公開の審議会での議論の内容は守秘義務の対象にはならないと御理解いただきたい。

それでは、ただ今の説明について、御意見・御質問があれば受け付ける。

○委員

説明の中で、消費生活センターの名称について触れられていたことに関連して質問する。京都市では「消費生活総合センター」という名称だが、「総合」とはどのような意味があるのか。

●事務局

京都市のセンターでは、消費生活相談だけでなく、法律相談、市政一般、交通事故相談など各種の相談事業も実施していることから、名称に「総合」を入れている。

議事

(3) 今後の予定

資料3 今後の予定

○会長

次に、「(3) 今後の予定」について、事務局から説明をお願いします。

～事務局 資料3に基づき説明～

本会長

ただ今の説明について、御意見・御質問があれば受け付ける。

～質問なし～

○会長

以上で、本日の議事は全て終了したが、本日の審議や消費生活行政全般について、何か御質問や御意見があればお願いしたい。

～質問なし～

○会長

それでは、最後に事務局から御挨拶をお願いします。

●事務局

今年度の審議会においては2つの大きな議題となった。

単位価格表示基準の見直しについて、部会の委員の皆様には多くの御議論をいただき感謝申し上げます。

消費生活条例の改正については、今回の改正で組織運営と守秘義務について新たに規定することとなる。運営組織については、我々が今までやってきたことが法律で規定されたものであり、守秘義務についても、条例には規定されていなかったが、これまでから当然のように取り組んできたことである。この条例改正によって実際の運営が変わるわけではないが、これまでから取り組んできたことが条例になったことで安心するのではなく、今後も適正な運営を行うとともに、消費者の自立等のために事業を推進していきたい。

本日は今年度最終の審議会となる。来年度は、先ほど説明させていただいたとおり委員の改選等もあるが、引き続きよろしくをお願いしたい。

○山本会長

それでは、以上で第111回消費生活審議会を終了する。

以上